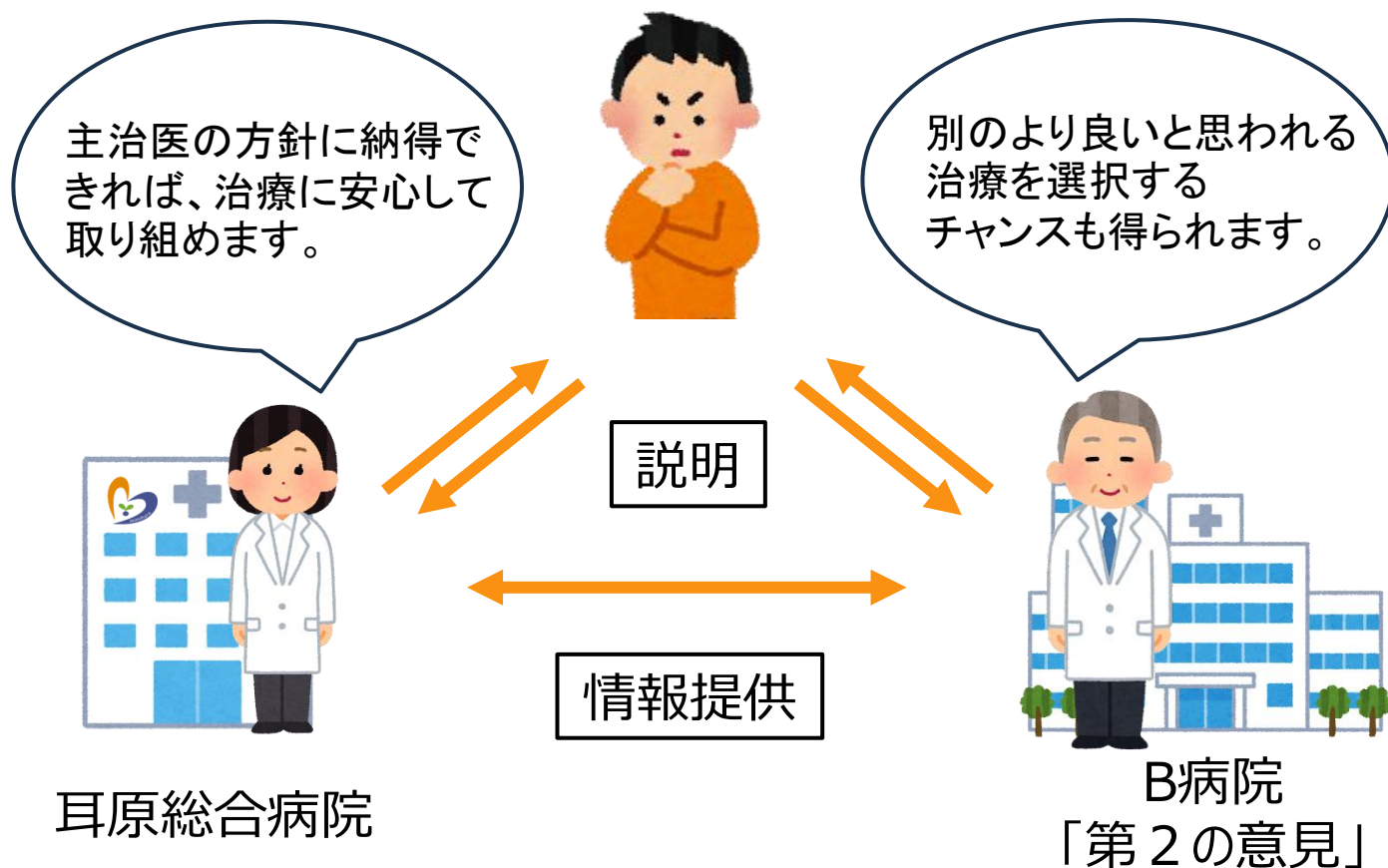


セカンドオピニオン制度について

セカンドオピニオンとは……

患者さんが納得のいく治療法を選択することができるように、治療の進行状況、次の段階の治療選択などについて、現在の診療を受けている担当医とは別の、違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めることです。



※他病院にセカンドオピニオンの受診をご希望される場合は、主治医にご相談ください。他病院へのセカンドオピニオンをご希望されても、患者さんやご家族に不利益は生じません。



社会医療法人同仁会

耳原総合病院

MIMIHARA GENERAL HOSPITAL

サポートセンター がん相談支援センター

代表：072-241-0501

平日 月～金 午前9時～午後4時